

# 白山ろく国道 157 号等沿線景観保全型広告整備地区基本方針

## 1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

本路線は、白山麓地域を縦貫する主要幹線道路として、地域住民の生活のみならず広域交流を支える重要な役割を担っている。また、沿線地域には、霊峰白山や手取峡谷などの自然と伝統的な山村集落が織りなす美しい景観が数多く残されており、「白山手取川ジオパーク」として、景観の保全と活用に向けた取り組みが進められている。

本路線沿線の優れた景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、改修等に係る掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

## 2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例規則（平成 20 年石川県規則第 38 号）別表第 6 の 3 に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

| 広告物等    | 基準   |
|---------|--|
| 自家用広告物  | <p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の 3 分の 1 を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相が Y 又は Y R の場合は彩度 10 以下、それ以外の色相の場合は彩度 8 以下とすること。</p> <p>表示面積（1 住所等当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>15 平方メートル以内とすること。</li> <li>一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1 によること。</li> </ol> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは地上から 7 メートル以下とすること。</p>  |
| 案内誘導広告物 | <p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として 2 色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の 3 分の 1 を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相が Y 又は Y R の場合は彩度 10 以下、それ以外の色相の場合は彩度 8 以下とすること。</p> <p>設置場所 原則として 1 施設につき 1 箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等 1 基当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 面の表示面積は 1.5 平方メートル以内とし、表示面積の合計は 3 平方メートル以内とすること。</li> <li>一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地当たりの表示面積の合計は、5 平方メートル以内とすること。</li> <li>原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。</li> </ol> </li> </ol> <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは地上から 4 メートル以下とすること。</p> |